

第 24 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 7 月 19 日 (火) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 16 名

1	乙部 毅博			3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
7	齊藤 徹	8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 1 名

2	吉田 義明
---	-------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 32 号	現況証明願いについて
日程第 3	議案第 33 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 4	議案第 34 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 5	議案第 35 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農用地利用集積計画の決定について

6 . 事 務 局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 2 時 3 0 分

8. 会議の概要

議長	<p>ただ今の出席委員は 16 名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第 24 回、大樹町農業委員会、総会を開きます。</p> <p>会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第 13 条の規定により、議長において、17 番・原口 武実 委員、1 番・乙部 毅博 委員を指名いたします。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、6 月 30 日開催の第 23 回総会以降に行われました業務等につきまして、報告致します。</p> <p>1 の会議関係では、7 月 7 日、札幌市において、全道の事務局長が対象の市町村農業委員会事務局長研修会が開催され、事務局長の私が出席しております。研修会の内容は「農業経営基盤強化促進法の一部改正」についての説明がありましたが、そのうち、国では 7 月 1 日付けにて「農地利用最適化交付金事業実施要綱」の一部改正を行い、その説明もありましたので、この後の委員協議会で内容について説明したいと思います。</p> <p>7 月 14 日に第 2 班 富倉班長以下 8 名で、現地調査を行っております。</p> <p>案件は、<input type="text"/> 地区ほかでの農地等の現況証明 3 件と <input type="text"/> 地区での農地転用 1 件です。</p> <p>現地調査を行った 4 件につきましては、本日このあと、議案としてご審議いただきます。</p> <p>次に 2 番「農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告について」でございませう。</p> <p>今月の報告は 4 件です。内容等を審査し、適格法人であることを確認しております。</p> <p>また 4 法人から、提出期限を過ぎ、事務局より再度の通知をしても、正式に報告書の提出を受けていない状況となっております。今後も対象となる法人に報告書の提出を促して参ります。</p> <p>最後に 3 番のその他で 7 月 15 日基準日の作況調査につきまして、報告書を添付しておりますので、後程、お目通し願います。</p>

<p>議長</p> <p>太田委員 豊吉主幹</p> <p>議長</p>	<p>畑外に変更するための申請であります。現地を確認した結果、申請地は畑でしたが、農地として活用されていないことを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>申請番号3番の案件につきましては、登記地目の山林から畑に変更するための申請であります。</p> <p>現地を確認した結果、申請地は畑で、農地として活用されていることを確認いたしました。</p> <p>よって、班で協議した結果、申請どおり異議はありませんので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>登記地目に畑外という文言はあるのでしょうか。</p> <p>あくまでも農業委員会の判定基準として畑外としましたが、実際の登記上の地目では畑外はありません。</p> <p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。これより議案第32号、「現況証明願いについて」申請番号1番から3番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
--	---

議長	<p>日程第 3、議案第 33 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第 33 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定では農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回ご審議頂きます案件は 1 件でございます。内容は、<input type="text"/> 地区における所有権移転の 1 件であります。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
議長 豊吉局長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号 1 番</p> <p>所在、地番につきましては、字 <input type="text"/> の <input type="text"/> 他 3 筆、登記簿・現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、<input type="text"/> m² あります。</p> <p>譲渡人は、<input type="text"/> 氏、譲受人は、<input type="text"/> であります。</p> <p>経営面積は、<input type="text"/> m² であり、経営規模拡大による所有権移転であります。</p> <p>本地区の担当委員は <input type="text"/> 委員となっております。</p> <p>別紙ではありますが、農地法第 3 条調査書を添付しております。</p> <p>本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第 3 条第 2 項に規定する、3 条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。</p> <p>また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。次に、地区担当委員より調査報告を求めます。</p> <p>地区担当委員、委員より報告をお願いします。</p>
牧田委員	<p>申請番号 1 番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。</p> <p>譲受人は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 3 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」申請番号 1 番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 4、議案第 3 4 号、「農地法第 5 条の規定による許可について」申請番号 1 番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行うさい、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p>

<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることとなります。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内訳は牛舎の建設のための転用申請が1件となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号1番 牛舎建設に伴う、使用貸借の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字 の の 、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は m²のうち m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 、転用の時期につきましては永年間、工期は許可日から令和5年5月31日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、7月14日に、第2班 富倉班長他5名の委員により実施しております。</p> <p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000 m²を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会」への意見聴取が必要な案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います</p>

<p>富倉委員</p> <p>議長</p>	<p>牛舎を建設する案件です。</p> <p>今の、農業用施設用地では牛舎を建設するには狭く、他の代替地もなく、営農には支障を及ぼさないことを現地調査にて確認しました。</p> <p>本案件について、農地転用の立地基準及び、一般基準を満たしており、班では許可すべきと判断いたしました。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第34号、「農地法第5条の規定による許可について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第5、議案第35号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番から8番の件を議題といたします。</p> <p>それでは、事務局より提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第35号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は8件でございます。</p> <p>内訳は、売買3件、農地保有合理化事業による公益財団法人北海道農業公社</p>

<p>議長</p> <p>豊吉主幹</p>	<p>の買い受けによる所有権移転の3件、売渡による所有権移転が2件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは、申請番号1番から7番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番から8番は所有権移転の案件です。</p> <p>申請番号1番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。譲渡人は、 氏、譲受人は、 氏、経営面積は、 m²、当地におけるあっせん価格は、 円 10a 当り 円、移転時期は令和4年7月19日となっております。</p> <p>なお、あっせん会議につきましては、4月19日 第1班 金曾班長 他5名により実施しております。</p> <p>申請番号2番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他4筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。譲渡人は、 氏、譲受人は、 氏、経営面積は m²、当地におけるあっせん価格は、 円 10a 当り 円、移転時期は令和4年7月19日となっております。</p> <p>なお、あっせん会議につきましては、4月20日 第2班 富倉班長 他5名により実施しております。</p> <p>申請番号3番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。</p>
-----------------------	--

譲渡人は、
氏、譲受人は、
、経営面積は m^2 、当地におけるあっせん価格は、
円 10a 当り
円、
移転時期は令和 4 年 7 月 19 日となっております。

なお、あっせん会議につきましては、5 月 16 日 第 3 班 牧田班長 他 4 名により実施しております。

申請番号 4 番

所在、地番につきましては、字
の
他 5 筆であります。登記簿
・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。譲渡人は、
氏、譲受人は、
、当地における、売買価格は、
円 10a 当り
円、移転時期は令和 4 年 7 月 19 日となっております。

申請番号 5 番

所在、地番につきましては、字
の
他 1 筆であります。登記簿
・現況地目は山林と畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。譲渡人は、
氏、譲受人は、
、当地における、売買価格は、
円 10a 当り
円、移転時期は令和 4 年 7 月 19 日となっております。

申請番号 6 番

所在、地番につきましては、字
の
他 3 筆であります。登記簿
・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。譲渡人は、
氏、譲受人は、
、当地における、売買価格は、
円 10a 当り
円、移転時期は令和 4 年 7 月 19 日となっております。

申請番号 7 番

所在、地番につきましては、字
の
であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m^2 であります。譲渡人は、
、譲受人は、
、経営面積は m^2 、当地における売買価格は、
円 10a 当り
円、移転時期

<p>議長</p>	<p>は令和4年7月19日となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に申請番号1番から3番について、あっせん班より地域調整報告を求めます。</p> <p>第1班・班長、金曾 浩文 委員から報告願います。</p>
<p>金曾委員</p>	<p>申請番号1番につきましてあっせんの申し出がありました、 氏の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の、 氏に決定となりました。過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、了承を得ました。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議長</p> <p>富倉委員</p>	<p>次に第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います。</p> <p>申請番号2番につきまして、あっせんの申し出がありました、 氏の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の、 氏に決定となりました。過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、了承を得ました。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議長</p> <p>牧田委員</p>	<p>次に第3班・班長、牧田 日出男 委員から報告願います。</p> <p>申請番号3番につきましてあっせんの申し出がありました、 氏の所有する畑を、地区委員を通じて、農事組合に周知し、売買公募をおこないました。</p> <p>買受者は、あっせん希望者の、 氏に決定となりました。過去の売買実例から価格を決定し、両者に内容を提示し、了承を得ました。</p> <p>ご審議の程よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、報告が終わりました。</p> <p>なお申請番号4番から6番については、 氏による 氏の買い受けのため、また、申請番号7番については、 氏による からの売渡しのため、ともに地域調整報告を省略します。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p>

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第 35 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号 1 番から 7 番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

次に、申請番号 8 番の審議にあたり、委員は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。

申請番号 8 番の内容について、事務局より説明を求めます

申請番号 8 番

所在、地番につきましては、字 の 他 8 筆であります。

登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は m²であります。譲渡人は、 、譲受人は、 、経営面積は m²、当地における売買価格は、 円 10a 当り 円、移転時期は令和 4 年 7 月 19 日となっております。

以上で説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

なお申請番号 8 番については、 による からの売渡しのため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

議長
豊吉主幹

議長

	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第35号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号8番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。</p> <p>事務局より説明いたします。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>次回の総会につきましては、8月30日火曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもって、第24回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p>

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年7月19日

会 長

委員(17 番)

委員(1 番)